

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）

業務種別		業務内容・資格等			必要とされる年数	
相談支援業務	A	地域生活支援、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、地域障害者相談支援事業の従事者				
	B	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉に関する事務所、発達障害者支援センターの従業者				
	C	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者				
	D	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者				
	E	特別支援学校の従業者				
	F	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 ●以下のいずれかに該当する者 ・大学、高等学校又は専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ・都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ・社会福祉士 ・厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ・前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの ●相談支援の業務に関する基礎的な研修(※1)の修了者 ●医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士 ●A、B、C、D、E勤務期間が1年以上の者				
訓練等・直接支援業務	以下のいずれかに該当する者 ・大学、高等学校又は専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 ・都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 ・社会福祉士 ・厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 ・前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定める者		a	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室で療養病床に係るものの従業者		通算5年以上
			b	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業の従業者		
	相談支援の業務に関する基礎的な研修(※1)の修了者		c	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者		
	保育士(保育士又は国家戦略特別区域限定保育士)		いずれかに該当	障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者		
	児童指導員(次の各号のいずれかに該当する者) ・都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ・社会福祉士の資格を有する者 ・精神保健福祉士の資格を有する者 ・大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、大学院への入学を認められた者 ・大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ・高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの ・三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの					
	精神障害者社会復帰指導員(次のいずれかに該当する者) ・大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより大学院への入学を認められた者 ・大学において、社会福祉学に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者 ・高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を卒業した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したもの ・精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者					
直接支援業務	aからeまでに掲げる者であつて、社会福祉主事任用資格者等でないもの				通算8年以上	
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間						上記の期間が通算して3年以上かつ左記の期間が通算して3年以上

（※1）「基礎的な研修」：介護職員初任者研修（旧ヘルパー研修2級）に相当する研修、介護職員初任者研修以上の内容を取り扱う研修（介護職員実務者研修等）